

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年10月25日

【四半期会計期間】 第67期第3四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

【会社名】 東亜ディーケーケー株式会社

【英訳名】 DKK-TOA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐々木 輝男

【本店の所在の場所】 東京都新宿区高田馬場一丁目29番10号

【電話番号】 東京(03)-3202-0211(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 玉井 亨

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区高田馬場一丁目29番10号

【電話番号】 東京(03)-3202-0211(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 玉井 亨

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年2月10日に提出いたしました第67期第3四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)四半期報告書において、記載事項の一部に訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するため、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第2 事業の状況

#### 3 経営上の重要な契約等

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部 【企業情報】

## 第2 【事業の状況】

### 3 【経営上の重要な契約等】

(訂正前)

当社は、平成22年12月3日付で、ハックとの間で、業務及び資本提携に関する補訂合意(以下「本補訂合意」といいます。)を締結しております。この補訂合意によって、当社及びハックは、ハック(その関係会社を含みます。以下同じ。)が33.4%以上の議決権を保有している限り、当社は、同社の同意なしに、同社の議決権保有割合を低下させる新株発行等を行わないこと、当社が割当予定先の議決権保有割合を低下させる新株発行等を行う場合、同社は33.4%の議決権保有割合を維持するために必要な新株の割当等を当社に請求できること、当社が当社取締役(最大12名)のうち3名を上限として、ハックが指名する者を選任することを合意しております。

(訂正後)

当社は、平成22年12月3日付で、HACHとの間で、業務及び資本提携に関する補訂合意(以下「本補訂合意」といいます。)を締結しております。この補訂合意によって、当社及びHACHは、HACH(その関係会社を含みます。以下同じ。)が33.4%以上の議決権を保有している限り、当社は、当社が企図する時期において新株発行等を行わないことが当社の財務状況に重大な影響を及ぼすと合理的に認められる場合を除き、同社の同意なしに、同社の議決権保有割合を低下させる新株発行等を行わないこと、当社が割当予定先の議決権保有割合を低下させる新株発行等を行う場合、同社は33.4%の議決権保有割合を維持するために必要な新株の割当等を当社に請求できること、HACHは、上限3名までの当社の取締役候補者を、当社の取締役会の決議に付すために上程することができ、当社は、当該候補者が当社の企業価値の向上に寄与すると合理的に判断される場合、当社の取締役会決議を経て、これらの者を当社の株主総会にその決議に付すために上程するものとすることを合意しております。

以上